

災害時における住宅の応急修理に関する協定の締結について

住 宅 課

1 要旨

災害時における被災住宅の応急修理について、屋根修理を専門とする関係団体と、災害時の従事者確保のための協定を締結することにより、災害後の迅速な応急修理に備えるための体制の強化を図る。(平成 24 年度に 2 団体 (広島県建設労働組合, 広島県工務店協会) と同様の協定を締結している。)

2 協定締結者

(1) 名称

一般社団法人 災害復旧職人派遣協会 広島県支部 (支部長 工藤 剛氏)

(2) 団体の沿革等

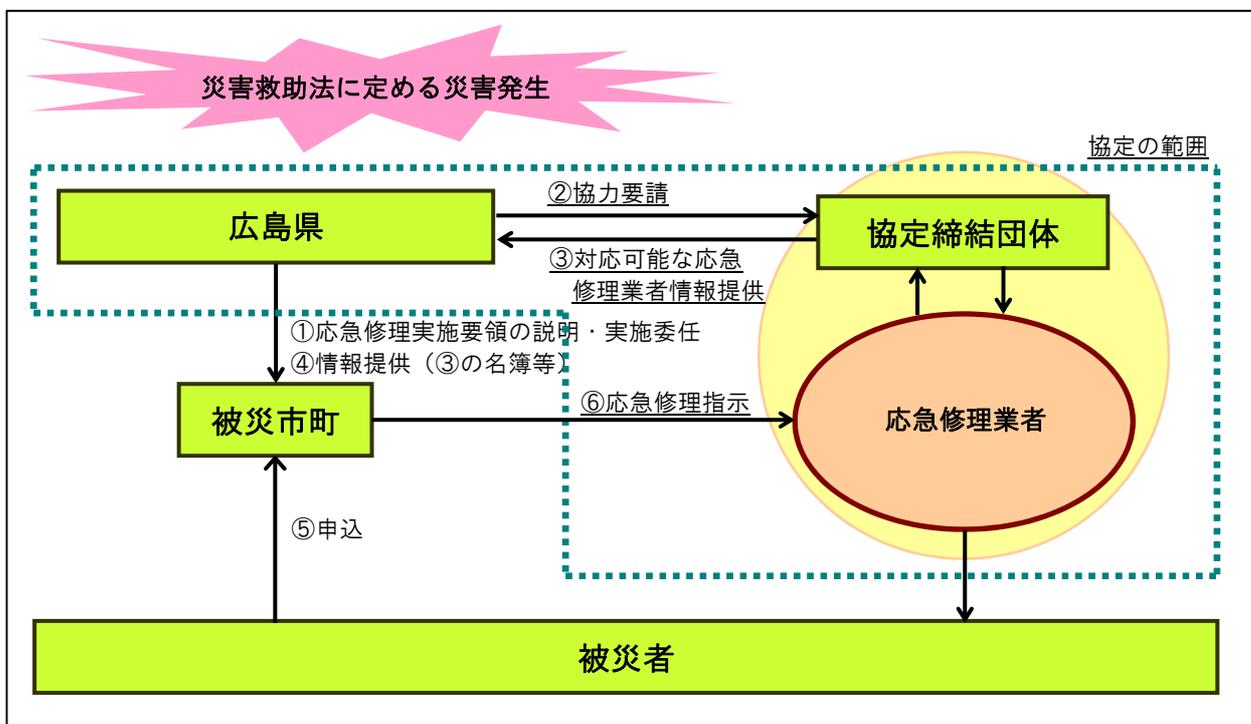
阪神淡路大震災以降、被災した家屋の屋根にボランティアでブルーシートを張る活動を行っている団体で、平成 29 年に一般社団法人化。令和 2 年 7 月に広島県支部設立。

3 締結協定の内容

災害救助法に定める災害時に、協定締結者は県からの要請に基づき、次の協力を行う。

- (1) 必要な応急修理業者の確保に最大限努め、その情報を県に提供する。
- (2) 情報提供された応急修理業者は、市町の指示により災害救助法に基づく応急修理を行う。

【被災住宅の応急修理と協定の概略図】



4 協定締結式の開催

令和 2 年 9 月 17 日 (木) 15 時から (広島県庁北館 2 階第 1 会議室) (詳細は裏面参照)

【参考1】 応急修理制度

災害救助法に規定する「救助」のひとつ。「救助」に要する費用は、国が負担する。

災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレ等日常生活に必要不可欠な最低限度の部分の応急的な修理について、市町が業者に依頼し、修理を行う。(限度額：595,000円(半壊・大規模半壊)、300,000円(一部損壊))

平成30年7月豪雨災害では、15市町において被災者から1,152件の申込(令和2年8月末時点)を受け付けている。

【参考2】 協定締結式の概要

1 日時及び場所等

- (1) 日 時：令和2年9月17日(木)15時から
- (2) 場 所：県庁北館2階第1会議室
- (3) 次 第：協定書署名、記念撮影、副知事あいさつ

2 出席者(敬称略)

- 一般社団法人災害復旧職人派遣協会広島県支部

支部長 くどう つよし
工藤 剛
理 事 たがわ じゅいち
田川 寿一

- 一般社団法人災害復旧職人派遣協会

専務理事 でじま よしのぶ
出嶋 良信

- 広島県

副知事 たなべ まさひこ
田邊 昌彦
健康福祉局長 きした えいさく
木下 栄作
都市建築技術審議官 うへだ たかひろ
上田 隆博
総括官(地域共生社会推進) くぼ やすゆき
久保 康行
総括官(建築技術) まとば ひろあき
的場 弘明

3 その他

報道関係者の取材・カメラ撮りは可能。